

税務調査時における 注意点について知りたい

当院は、開院して5年目の内科系の無床診療所です。先日、税務署より顧問税理士を通じて税務調査を行いたいとの連絡がありました。初めてのことでかなり不安です。税務調査について、基本的なことを教えてください。

(浦安市 K 医院院長)

△受忍義務の範囲内でできる限り協力 時には毅然と対応することも大切

回答者 / MMPG 会員経営「コンサルタント

丹羽会計事務所 税理士 丹羽正裕

□「当日の対応について

に支障がある場合には、その理由をきちんと伝え、日時の調整をお願いするとか、顧問税理士の立ち会いを要求するなどの対応が考えられます。

税務調査の当日には、その前日や

前々日のレジペーパー等を調査官に要求されることがあります。つまり、窓口における現金収入が現時点において適正に経理処理されているかを確認するためです。当然、レジの現金残高を確認することもあります。

調査官は、問題点があった場合に、その場で結論を示すことは稀で、税

務署へ持ち帰って上司へ報告し、相

談する場合が多いようです。したがって、実地調査の当日中に書類が見

あたらない場合や返答に窮する場合は、顧問税理士を通じて後日、回答

□「強制調査」と「任意調査」

税務調査は、大きく「強制調査」と「任意調査」に分けることができます(図1参照)。「強制調査」とは、映画「マルサの女」で取り上げられた、国税局査察部の査察のことです。昨年度は全国で二〇〇件程度ありましたが、めったに遭遇することはないと考えられます。いわゆる、巨額で悪質な脱税に対する一種の犯罪捜査といえます。一般に税務調査という時は、「任意調査」の「実地調査」

を指します。「任意」ですから、納

税者の同意を建前に調査が進められます。査察のような強制力はありませんが、税務調査に應じなければならぬ義務(受忍義務)が納税者には課せられています。

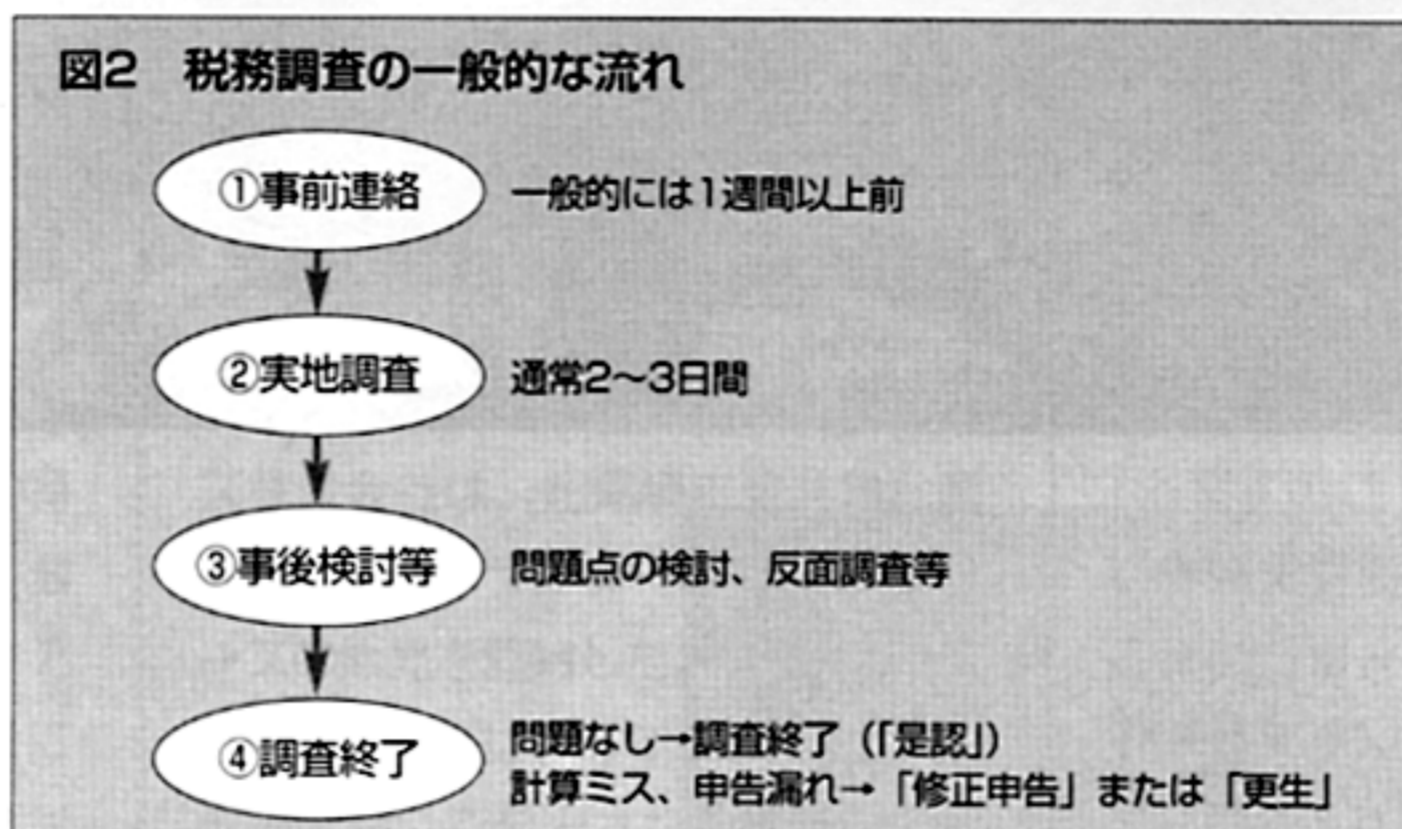
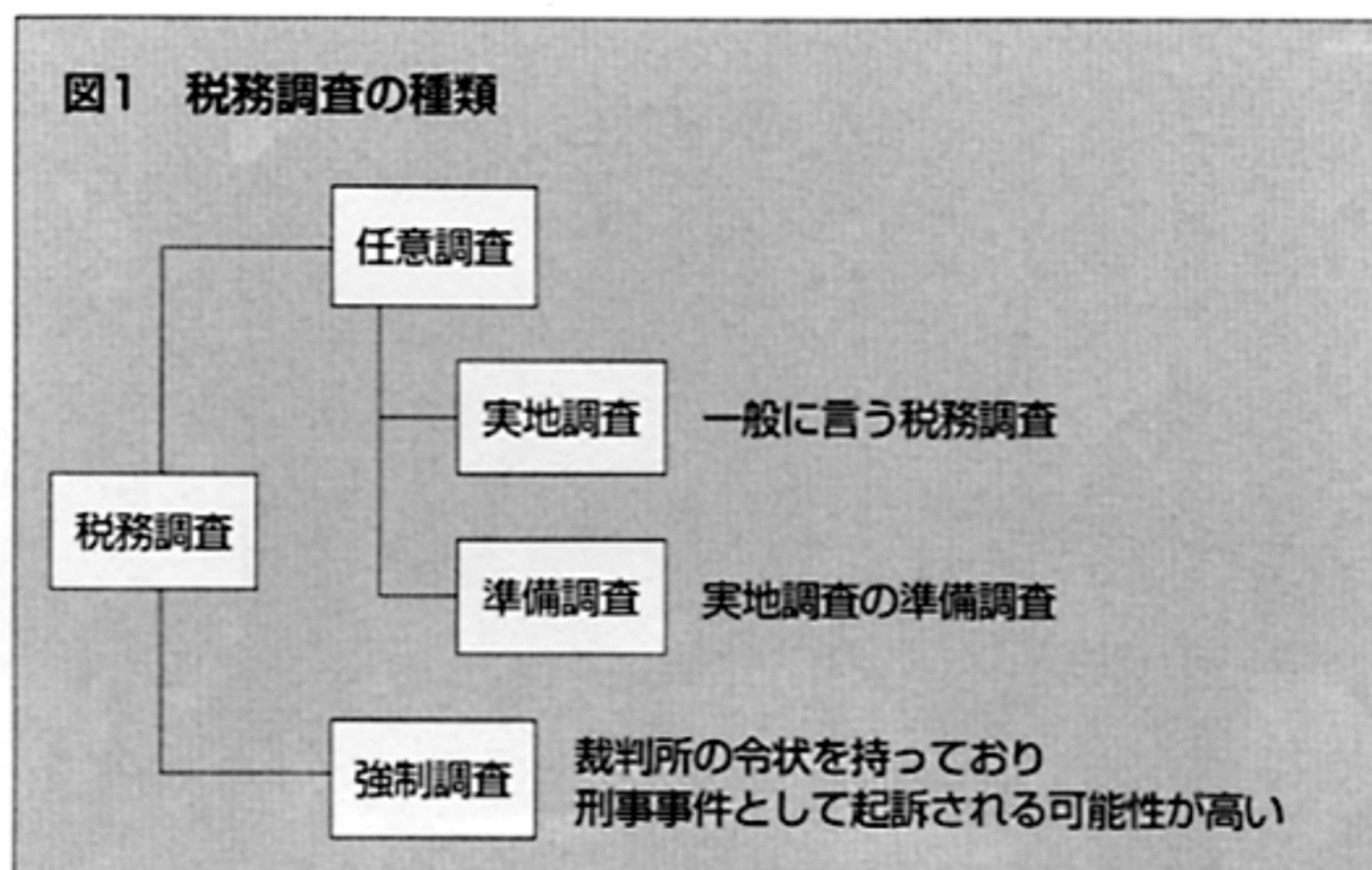
□調査の日程変更は可能か

税務調査の日時については、通常一週間以上前に税務署より顧問税理士を通じて事前連絡があります。税務署が指定してきた調査日時がどうしても都合が悪い場合はどうしたら

よいでしょうか? たとえば第一週

に指定された場合、その時期は医療機関にとってはレセプトの請求業務で繁忙を極めますので、もしも貴院の都合が合わなければ、顧問税理士を通じて日程の調整を打診すべきでしょう。

また、ごく稀に事前の連絡なしに突然抜き打ちで調査官が訪れることもあります。脱税などの不正の疑惑があり、証拠隠滅を防ぐために行われるものです。その際、診療業務等



することも考えられます。
 □カルテの開示は必要か
 医療機関の税務調査において、自由診療収入は注視される項目の一つです。保険請求に対する医業収益は、窓口以外は銀行振込で明確ですが、

自由診療収入は患者さんから直接受け取る現金収入のため、計上漏れがおきやすいからです。したがって、カルテの開示が要求されることもあります。産婦人科の場合では、人工中絶同意書なども要求されます。

任意調査において、医師の守秘義務である患者の診察内容を税務調査で開示することについては理解に苦しむ点ですが、公務員である税務職員にも守秘義務は課せられているため、税務調査の遂行上において必要最低限の開示はやむを得ないと考えられます。

□お土産は渡すもの？

税務調査に関して、よく「お土産」という言葉を聞きますが、お土産(修正事項)を渡さなければ税務調査が終わらないということはありません。きちんと適正に処理されていれば、何も問題ないからです。

早期に調査を終わらせたい時に、グレーで見解が分かれる部分について争うことなく、自主的に非を認め、修正申告に応じる場合はあるかもしれません。しかし、最初から「お土産ありき」というのも考えものでしょう。

□修正申告と更正

税務調査で問題点の指摘があった場合、その処分には「更正」と「修正申告」があります。「更正」とは、税務署が納税者に「税務調査でこれだけの課税漏れがあったので税金を追徴します」と強制的に処分することです。一方「修正申告」は、税務調査の指摘を受けて納税者が自発的に修正して申告し直すというものです。税務調査のほとんどはこの「修正申告」で処理されます。理由はいろいろあるかと思いますが、税務署としても、納税者との無用なトラブルを避け、納税者が自主的に納得して修正したという形をとりたいというのが本音かもしれません。

納税者に受忍義務が課せられている以上、できる限り税務調査に協力し円滑に進行するよう努めなければなりません。しかし、場合によっては毅然と対応する必要もあると思われます。詳しくは、顧問税理士によくご相談ください。

丹羽会計事務所
丹羽正裕
 〒103-0022
 東京都中央区室町3-2-9
 駒井ビル7階
 TEL 03-3548-1161
 FAX 03-3548-1160